

①労働保険料の一期(全期含む)と②源泉所得税(1~6月分特例納付)の納付期限は7/10です  
当事務所では、毎週金曜日の朝9時~10時にミーティングを行います。ご協力をお願い致します。



「お陰で信用  
情報機関の登  
録が削除され

た。助かった」と先月お知らせし  
た塗装業のA氏から報告があり  
ました。相談者のお役に立ててな  
によりです。一方  
で依頼者の希望  
に応えられない  
事もありました。土木と造園を  
営むB氏から「関連会社の出資を  
100%しているが、銀行関係で代表  
者に迷惑をかけたくないの、私  
が非常勤の代表者にな  
る事にした。当社の建

設業許可の経管者は私だが、他社の  
一人代表者兼務は非常勤であつて  
もダメと聞いた。ただ専技はいいと  
県は言うが心配なので手続きを頼  
みたい」との相談でした。確かに従  
来の県の取扱いはB氏の言われる

**受理した届非公表の県内規で  
を不認定へ非公表業者泣かせ**

とおり。役員変更の  
手続きから11条変  
更届までご依頼を

受け県の受付も完了。ところが後日  
県庁から連絡があり「専技もダメと  
内部文書にある…」と言ってきたの  
です。公表しない文書を理由に一旦

受理した事を拒否する県  
の対応に疑問を感じます。



「新労務単価フォアアップ  
相談ダイヤル0570-004976

発注者から元請、下請へ、  
更に個々の労働者まで適

開設!」「社保加入促進で優良事業  
者認証制度実施!」「ハローワークで建設  
業特化の相談や情報提供!」…と  
国交省は毎日のように業界紙を

正に支払われるようにする…下請  
から元請へ法定福利費を内訳明示  
した標準見積書の提出を、9月から  
一斉に開始する事となるため…」

通して人材不足  
打開の広報を行  
っています。とり

**実現するか標準見積書9月~  
社保料加算標準見積書活用!**

と説明会の意義を  
強調しています。  
この標準見積書が

わけ社保未加入対策では、6/20に  
「7/5から全国10のブロックで地方自  
治体と建設業団体向けに説明会  
を開催する」と発表しました。社  
での広報では「社保等に参加する  
ための原資となる法定福利費が、

どのような内容のものになるのか  
関係者の関心は高まっています。  
当事務所では出来れば出席し次号  
で詳細をお知  
らせたいと  
考えています。



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく  
★「西馬弁護士の法律うまい話!」を毎週火曜日の夕方6:15、OBSラジオで放送中!★